磐田市告示第380号

磐田市自転車等の駐車秩序に関する条例（平成１７年磐田市条例第１６４号）第９条の規定により、自転車等を保管したので、同条例第１０条第１項の規定により保管期間を告示する。

令和８年10月29日

磐田市長　　草地　博昭

１　放置されている自転車等

駐車場の名称	種別	型式（車体番号等）	車体色
磐田駅周辺指導整理区域	自転車	F22977564	黒

２　処分予定日

令和８年12月28日

３　自転車等の処分

告示の日から起算して６０日間引き取りに来ない自転車等については、同条例第１０条３項の規定により処分する。